

佐賀県選挙管理委員会告示第 61 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成 28 年 10 月 28 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
篠塚 周城	周山会	平成28年7月30日